

可児市第二子以降出産祝金のご案内

ご出産、おめでとうございます。

第二子以降の子をご出産された方に祝金を支給します。

可児市では、市内にお住まいで第二子以降の子が生まれた世帯に対し、「10万円の祝金」を支給いたします。

1. 支給対象者（以下の条件をすべて満たす方）
 - ア 令和5年4月1日以降に第二子以降の子を出産した母又はその配偶者でその子の出生日にその子と同一の住所を有する方
 - イ 第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方
※18歳に到達してから最初の3月31日までの者
2. 支給額
対象児童1人あたり、10万円を支給します。
3. 支給時期
申請書受理後おおむね1か月程度で、ご指定の口座に振り込みます。
4. 申請方法
祝金を受け取るには**申請が必要**です。出産後1～3か月頃に行う訪問時にご案内します。
 - web申請をお勧めしますが、申請書（書面）での申請も可能です。
 - 申請の際に本人確認書類と振込先口座確認書類が必要です。
5. 申請期限
出生後6か月以内に申請してください。
※令和5年4月1日から6月30日までに出産の方は、令和5年12月28日を申請期限とします。
6. その他
支給対象者の条件確認のために、第一子を養育している事実を証明する書類が必要になる場合があります。

お問い合わせ先：可児市子育て支援課子育て政策係（可児市子育て健康プラザ マーノ内）
電話 62-1111 内線 5541～5543